

弁護士山之内桂業務基本規程

(平成17年3月1日制定 令和7年5月12日最新改定)

第1章 基本倫理

(使命の自覚)

第1条 弁護士山之内桂（以下「弁護士」という）は、その使命が基本的人権の擁護と社会正義の実現にあることを自覚し、その使命の達成に努める。

(自由と独立)

第2条 弁護士は、職務の自由と独立を重んじる。

(弁護士自治)

第3条 弁護士は、弁護士自治の意義を自覚し、その維持発展に努める。

(司法独立の擁護)

第4条 弁護士は司法の独立を擁護し司法制度の健全な発展に寄与するように努める。

(信義誠実)

第5条 弁護士は、真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行う。

2 弁護士は、刑事弁護においては、被疑者及び被告人の防御権並びに弁護人の弁護権を侵害することのないように留意する。

(名誉と信用)

第6条 弁護士は、名誉を重んじ、信用を維持するとともに、廉潔を保持し、常に品位を高めるように努める。

(研鑽)

第7条 弁護士は、教養を深め、法令及び法律事務に精通するため、研鑽する。

(公益活動の実践)

第8条 弁護士は、その使命にふさわしい公益活動に参加し、実践する。

第2章 一般規律

(広告及び宣伝)

第9条 弁護士は、広告又は宣伝をするときは、虚偽又は誤導にわたる情報を提供しない。

2 弁護士は、品位を損なう広告又は宣伝をしない。

(依頼の勧誘等)

第10条 弁護士は、不当な目的のため、又は品位を損なう方法により、事件の依頼を勧誘し、又は事件を誘発しない。

(非弁護士との提携)

第11条 弁護士は、弁護士法第72条から第74条までの規程に違反する者又はこれらの規程に違反すると疑うに足りる相当な理由のある者から依頼者の紹介を受け、これらの者を利用し、又はこれらの者に自己の名義を利用させない。

< (弁護士法参考条文)>

(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

第72条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(譲り受けた権利の実行を業とすることの禁止)

第73条 何人も、他人の権利を譲り受けて、訴訟、調停、和解その他の手段によつて、その権利の実行をすることを業とすることができない。

(非弁護士の虚偽標示等の禁止)

第74条 弁護士又は弁護士法人でない者は、弁護士又は法律事務所の標示又は記載をしてはならない。

2 弁護士でない者は、利益を得る目的で、法律相談その他法律事務を取り扱う旨の標示又は記載をしてはならない。

3 弁護士法人でない者は、その名称中に弁護士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(報酬分配の制限)

第12条 弁護士は、その職務に関する報酬を弁護士又は弁護士法人でない者との間で分配しない。ただし、法令又は弁護士会の定める会則に別段の定めがある場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(依頼者紹介の対価)

第13条 弁護士は、依頼者の紹介を受けたことに対する謝礼その他の一切の対価を支払わない。

2 弁護士は、依頼者の紹介をしたことに対する謝礼その他の一切の対価を受け取らない。

(違法行為の助長)

第14条 弁護士は、詐欺的取引、暴力その他違法若しくは不正な行為を助長し、又はこれらの行為を利用しない。

(品位を損なう事業への参加)

第15条 弁護士は、公序良俗に反する事業その他品位を損なう事業を営み、若しくはこれに加わり、又はこれらの事業に自己の名義を利用させない。

(営利業務従事における品位保持)

第16条 弁護士は、自ら営利を目的とする業務を営むとき、又は営利を目的とする業務を営む者の取締役、執行役その他業務を執行する役員若しくは使用人となったときは、営利を求めることにとらわれて、品位を損なう行為をしない。

(係争目的物の譲受け)

第17条 弁護士は、係争の目的物を譲り受けない。

(事件記録の保管等)

第18条 弁護士は、事件記録を保管又は廃棄するに際しては、秘密及びプライバシーに関する情報を漏らさない。

(事務職員等の指導監督)

第19条 弁護士は、事務職員、司法修習生その他の自らの職務に関与させた者が、その者の業務に関し違法若しくは不当な行為に及び、又はその法律事務所の業務に関して知り得た秘密を漏らし、若しくは利用することのないように指導及び監督する。

第3章 依頼者との関係における規律

第1節 通則

(依頼者との関係における自由と独立)

第20条 弁護士は、事件の受任及び処理に当たり、自由かつ独立の立場を保持し、本業

務規程に反する業務を行わない。

(正当な利益の実現)

第21条 弁護士は、良心に従い、依頼者の権利及び正当な利益を実現する。

(依頼者の意思の尊重)

第22条 弁護士は、委任の趣旨に関する依頼者の意思を尊重して職務を行う。

2 弁護士は、依頼者が疾病その他の事情のためその意思を十分に表明できないときは、適切な方法を講じて依頼者の意思の確認に努める。

(秘密の保持)

第23条 弁護士は、正当な理由なく、依頼者について職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は利用しない。

(弁護士報酬)

第24条 弁護士は経済的利益事案の難易時間及び労力その他の事情に照らして適正かつ妥当な弁護士報酬を提示する。

(依頼者との金銭貸借等)

第25条 弁護士は、特別の事情がない限り、依頼者と金銭の貸借をし、又は自己の債務について依頼者に保証を依頼し、若しくは依頼者の債務について保証をしない。

(依頼者との紛議)

第26条 弁護士は、依頼者との信頼関係を保持し紛議が生じないように努め、紛議が生じたときは、所属弁護士会の紛議調停で解決する。

第2節 職務を行わない事件の規律

(職務を行わない事件)

第27条 弁護士は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その職務を行わない。ただし、第3号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

- 1 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件
- 2 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるもの
- 3 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件
- 4 公務員（国選弁護人、破産管財人、相続財産管理人等の公的職務を含む）として職務

上取り扱った事件

- 5 仲裁，調停，和解斡旋その他の裁判外紛争解決手続機関の手続実施者として取り扱った事件

(同前)

第28条 弁護士は，前条に規定するもののほか，次の各号のいずれかに該当する事件については，その職務を行わない。ただし，第1号及び第4号に掲げる事件についてその依頼者が同意した場合，第2号に掲げる事件についてその依頼者及び相手方が同意した場合並びに第3号に掲げる事件についてその依頼者及び他の依頼者のいずれもが同意した場合，第5号に掲げる事件についてその事件が公選にかかる刑事弁護事件である場合，第6号に掲げる事件について当該事件に先立ち依頼者との間に顧問契約が締結されている場合は，この限りでない。

- 1 相手方が配偶者，直系血族，兄弟姉妹又は同居の親族である事件
- 2 受任している他の事件の依頼者又は継続的な法律事務の提供を約している者を相手方とする事件
- 3 依頼者の利益と他の依頼者の利益が相反する事件
- 4 依頼者の利益と自己の経済的利益が相反する事件
- 5 依頼者が暴力団員、それに準じる者及びそれらの密接関連者である事件
- 6 医療事故について医療者側である事件

第3節 事件の受任時における規律

(受任の際の説明等)

第29条 弁護士は，事件を受任するに当たり，依頼者から得た情報に基づき，事件の見通し，処理の方法並びに弁護士報酬及び費用について，適切な説明をする。

- 2 弁護士は，事件について，依頼者に有利な結果となることを請け合い，又は保証しない。
- 3 弁護士は，依頼者の期待する結果が得られる見込みがないにもかかわらず，その見込みがあるように装わない。

(委任契約書の作成)

第30条 弁護士は，事件を受任するに当たり，弁護士報酬に関する事項を含む委任契約書を作成する。ただし，委任契約書を作成することに困難な事由があるときは，その事由が止んだ後，これを作成する。

- 2 前項の規程にかかわらず，受任する事件が，法律相談，簡易な書面の作成又は顧問契約その他継続的な契約に基づくものであるときその他合理的な理由があるときは，委任契

約書を作成しない。

(不当な事件の受任)

第31条 弁護士は、依頼の目的又は事件処理の方法が明らかに不当な事件を受任しない。

(不利益事項の説明)

第32条 弁護士は、同一の事件について複数の依頼者があってその相互間に利害の対立が生じるおそれがあるときは、事件を受任するに当たり、依頼者それぞれに対し、辞任の可能性その他の不利益を及ぼすおそれのあることを説明する。

2 前項の場合において、一部の依頼者の事件を辞任すべき場合には、最初に受任した依頼者以外の依頼者について辞任する。

3 前項の場合において、辞任しようとする依頼者に対しては、あらかじめその旨を予告し、他機関や他弁護士を紹介するなどの方法により、当該依頼者に対して不利益が及ばないように努める。

(法律扶助制度等の説明)

第33条 弁護士は、依頼者に対し、事案に応じ、法律扶助制度、訴訟救助制度その他の資力の乏しい者の権利保護のための制度を説明し、裁判を受ける権利が保障されるように努める。

(受任の諾否の通知)

第34条 弁護士は、事件の依頼があったときは、速やかに、その諾否を依頼者に通知する。

第4節 事件の処理における規律

(事件の処理)

第35条 弁護士は、事件を受任したときは、5営業日以内に着手し、遅滞なく処理する。

但し、やむを得ない事由により、5営業日以内に着手できないときまたは処理のために相当の猶予を要するときは、直ちに依頼者に対し、その旨と着手予定日ならびに処理期限の見込みを通知する。

(事件処理の報告及び協議)

第36条 弁護士は、必要に応じ、依頼者に対して、事件の経過及び事件の帰趨に影響を及ぼす事項を報告し、依頼者と協議しながら事件の処理を進める。

(法令等の調査)

第38条 弁護士は、事件の処理に当たり、必要な法令および判例の調査を行う。

2 弁護士は事件の処理に当たり必要かつ可能な事実関係の調査を行うように努める。

(預り金の保管)

第38条 弁護士は、事件に関して依頼者、相手方その他利害関係人から金員を預かったときは、自己の金員と区別し、預り金口座（三菱UFJ銀行 梅田新道支店 普通預金口座：名義人 預り金口弁護士山之内桂）に保管し、その状況を記録する。

(預り品の保管)

第39条 弁護士は、事件に関して依頼者、相手方その他利害関係人から書類その他の物品を預かったときは、善良な管理者の注意をもって保管する。

(他の弁護士の参加)

第40条 弁護士は、受任している事件について、依頼者が他の弁護士又は弁護士法人に依頼をしようとするときは、これを妨げない。

(受任弁護士間の意見不一致)

第41条 弁護士は、同一の事件を受任している他の弁護士又は弁護士法人との間に事件の処理について意見が一致せず、これにより、依頼者に不利益を及ぼすおそれがあるときは、依頼者に対し、その事情を説明する。

(受任後の利害対立)

第42条 弁護士は、複数の依頼者があって、その相互間に利害の対立が生じるおそれのある事件を受任した後、依頼者相互間に現実に利害の対立が生じたときは、依頼者それぞれに対し、速やかに、その事情を告げて、辞任その他の事案に応じた適切な措置をとる。

2 前項の場合において、一部の依頼者の事件を辞任すべき場合には、最初に受任した依頼者以外の依頼者について辞任する。

3 前項の場合において、辞任しようとする依頼者に対しては、あらかじめその旨を予告し、他機関や他弁護士を紹介するなどの方法により、当該依頼者に対して不利益が及ばないように努める。

(信頼関係の喪失)

第43条 弁護士は受任した事件について依頼者との間に信頼関係が失われかつ、その回復が困難なときは、その旨を説明し、辞任その他の事案に応じた適切な措置をとる。

2 前項の場合において、辞任しようとする依頼者に対しては、あらかじめその旨を予告し、他機関や他弁護士を紹介するなどの方法により、当該依頼者に対して不利益が及ばないように努める。

第5節 事件の終了時における規律

(処理結果の説明)

第44条 弁護士は委任の終了に当たり事件処理の状況又はその結果に関し必要に応じ法的助言を付して、依頼者に説明する。

(預り金等の返還)

第45条 弁護士は、委任の終了に当たり、委任契約に従い、金銭を清算したうえ、預り金及び預り品を遅滞なく返還する。

第4章 刑事弁護における規律

(刑事弁護の心構え)

第46条 弁護士は、被疑者及び被告人の防御権が保障されていることにかんがみ、その権利及び利益を擁護するため、最善の弁護活動に努める。

(接見の確保と身体拘束からの解放)

第47条 弁護士は、身体拘束を受けている被疑者及び被告人について、必要な接見の機会の確保及び身体拘束からの解放に努める。

(防御権の説明等)

第48条 弁護士は、被疑者及び被告人に対し、黙秘権その他の防御権について適切な説明及び助言を行い、防御権及び弁護権に対する違法又は不当な制限に対し、必要な対抗措置をとるよう努める。

(国選弁護における対価受領等)

第49条 弁護士は、国選弁護人に選任された事件について、名目のいかんを問わず、被告人その他の関係者から、一切の報酬その他の対価および贈答品を受領しない。

2 弁護士は、前項の事件について、私選弁護人に選任されない。

第5章 組織内弁護士としての規律

(自由と独立)

第50条 弁護士が、官公署又は公私の団体（以下これらを合わせて「組織」という）において職員若しくは使用人となり、又は取締役、理事その他の役員となった場合は、弁護士の使命及び弁護士の本質である自由と独立を自覚し、良心に従って職務を行うように努める。

(違法行為に対する措置)

第51条 弁護士は、その担当する職務に関し、その組織に属する者が業務上法令に違反する行為を行い、又は行おうとしていることを知ったときは、その者、自らが所属する部署の長又はその組織の長、取締役会若しくは理事会その他の上級機関に対する説明又は勧告その他のその組織内における適切な措置をとる。

第6章 事件の相手方との関係における規律

(相手方本人との直接交渉)

第52条 弁護士は、相手方に法令上の資格を有する代理人が選任されたときは、正当な理由なく、その代理人の承諾を得ないで直接相手方と交渉しない。

(相手方からの利益の供与)

第53条 弁護士は、受任している事件に関し、相手方から利益の供与若しくは供応を受け、又はこれを要求し、若しくは約束をしてはならない。

(相手方に対する利益の供与)

第54条 弁護士は、受任している事件に関し、相手方に対し、利益の供与若しくは供応をし、又は申込みをしてはならない。

第7章 共同事務所における規律

(秘密の保持)

第55条 複数の弁護士が法律事務所（弁護士法人の法律事務所である場合を除く）を共にする場合（以下この法律事務所を「共同事務所」という）において、その共同事務所に所属する弁護士（以下「所属弁護士」という）は、他の所属弁護士の依頼者について執務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は利用してはならない。その共同事務所の所属弁護士でなくなった後も、同様とする。

(職務を行ない得ない事件)

第56条 所属弁護士は、他の所属弁護士（所属弁護士であった場合を含む）が、第27条又は第28条の規程により職務を行い得ない事件については、職務を行ってはならない。

（同前—受任後）

第57条 所属弁護士は、事件を受任した後に前条に該当する事由があることを知ったときは、速やかに、依頼者にその事情を告げて、辞任その他の事案に応じた適切な措置をとる。

2 前項の場合において、辞任しようとする依頼者に対しては、あらかじめその旨を予告し、他機関や他弁護士を紹介するなどの方法により、当該依頼者に対して不利益が及ばないように努める。

（事件情報の記録等）

第58条 所属弁護士は、職務を行い得ない事件の受任を防止するため、他の所属弁護士と共同して、取扱い事件の依頼者、相手方及び事件名の記録その他の措置をとる。

第8章 他の弁護士との関係における規律

（名誉の尊重）

第59条 弁護士は他の弁護士、弁護士法人及び外国法事務弁護士（以下弁護士等という）との関係において、相互に名誉と信義を重んじる。

（弁護士に対する不利益行為）

第60条 弁護士は、信義に反して他の弁護士等を不利益に陥れない。

（他の事件への不当介入）

第61条 弁護士は、他の弁護士等が受任している事件に不当に介入しない。

（弁護士間の紛議）

第62条 弁護士は、他の弁護士等との間の紛議については、協議又は弁護士会の紛議調停による円満な解決に努める。

第9章 裁判の関係における規律

（裁判の公正と適正手続）

第63条 弁護士は、裁判の公正及び適正手続の実現に努める。

(偽証のそそのかし)

第64条 弁護士は、偽証若しくは虚偽の陳述をそそのかし、又は虚偽と知りながらその証拠を提出しない。

(裁判手続の遅延)

第65条 弁護士は、怠慢により又は不当な目的のため、裁判手続を遅延させない。

(裁判官等との私的関係の不当利用)

第66条 弁護士は、その職務を行うに当たり、裁判官、検察官その他裁判手続に関わる公職にある者との縁故その他の私的関係があることを不当に利用しない。

第10章 官公署との関係における規律

(委嘱事項の不当拒絶)

第67条 弁護士は、正当な理由なく、法令により官公署から委嘱された事項を行うことを拒絶しない。

(受託の制限)

第68条 弁護士は、法令により官公署から委嘱された事項について、職務の公正を保ち得ない事由があるときは、その委嘱を受けない。

第11章 個人情報保護方針

(個人情報の取り扱い原則)

第69条 弁護士は、「個人情報の保護に関する法律」や個人情報に適用される関係法令を遵守すると共に、一般に公正妥当と認められる個人情報の取扱いに準拠し、適切に取扱う。

(周知)

第70条 弁護士は、事務所の構成員に対する教育啓発を行うと共に、個人情報の取扱いに関して周知徹底する。また、依頼先等に対しても適切に個人情報を取扱うよう要請する。

(利用目的)

第71条 弁護士は、個人情報を別に定める個人情報保護方針の目的で利用し、その利用

目的に従って個人情報を取扱う。

＜参考：利用目的＞

- ・ ご本人確認，弁護士費用・立替金の請求，委任事件に関する打合せにかかる事実照会，その他当事務所サービスの提供に係ること
- ・ 電話，F A X，電子メール，郵送等各種媒体により，当事務所のサービスに関するご案内・アンケート調査並びに景品等の送付を行うこと
- ・ 当事務所の加入団体からの催事情報やご案内・アンケート調査等を転送または再配布すること
- ・ 当事務所のサービスの改善又は新たなサービスの開発を行うこと
- ・ 上記の他，当事務所の営業に関する行為

（開示条件）

第72条 弁護士は、提供をうけた個人情報を、次の場合を除き第三者に開示並びに提供しない。

- 1 本人の同意を得た場合
- 2 法令に基づく場合
- 3 生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合
- 4 依頼案件についての不利益な結果を避けるため、緊急かつやむを得ない場合

（予防措置）

第73条 弁護士は、個人情報の漏洩、紛失、改ざん等を防止する為、必要な対策を講じて適切な管理を行う。

（訂正等の措置）

第74条 保有する個人情報について、本人からの開示、訂正、削除、利用停止の依頼がある場合には、本人からの申し出であることを確認した上、速やかに対応する。

第12章 解釈適用指針

（解釈適用指針）

第75条 この規程は、弁護士の職務の多様性と個別性にかんがみ、その自由と独立を不当に侵すことのないよう、実質的に解釈し適用しなければならない。

以上

平成29年1月1日 第11章 個人情報保護方針挿入

令和7年5月12日 第28条5項（暴力団関係）変更、6項（環境）、7項（使用者）削除、8項繰り上げ

35条 着手期限延長

71条 個人情報保護方針変更